

令和元年 第15回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和元年9月19日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和元年9月19日

東京都教育委員会第15回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第104号議案及び第105号議案

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則外1件の制定について

第106号議案

東京都公立学校長の任命について

2 報 告 事 項

(1) 令和元年度公私連絡協議会の合意事項について

(2) 令和2年度(2020年度)東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目について

(3) 立川地区チャレンジスクールの開校予定年度の変更について

(4) 墨田地区第二特別支援学校(仮称)の設置場所について

(5) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

(6) 東京都教育委員会事務局職員の懲戒処分について

教 育 長	藤 田 裕 司
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香 (欠席)
委 員	宮 崎 緑
委 員	秋 山 千枝子 (欠席)
委 員	北 村 友 人

事務局 (説明員)

教育長 (再掲)	藤 田 裕 司
次長	西 海 哲 洋
教育監	宇 田 剛
総務部長	安 部 典 子
都立学校教育部長	江 藤 巧
地域教育支援部長	太 田 誠 一
指導部長	増 田 正 弘
人事部長	浅 野 直 樹
福利厚生部長	小 菅 政 治
教育政策担当部長	小 原 昌
企画調整担当部長	谷 理恵子
教育改革推進担当部長	藤 井 大 輔
特別支援教育推進担当部長	高 木 敦 子
指導推進担当部長	瀧 沢 佳 宏
人事企画担当部長	黒 田 則 明
担当部長 (総務課長事務取扱)	加 倉 井 祐 介
(書 記) 総務部教育政策課長	秋 田 一 樹

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和元年第15回定例会を開会いたします。

本日は、山口委員及び秋山委員から所用により欠席の届出を頂いております。本日は毎日新聞社外2社からの取材と、11名の傍聴の申込みがございました。また、教育新聞社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可いたします。入室してください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会におきまして、一度御注意申し上げてもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づきまして退場を命じることがございます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた方に対しましては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対しまして、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意いただきたいと思っております。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、宮崎委員にお願いいたします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回7月25日の第13回定例会の議事録につきましては、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を頂きたいと存じます。よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、第13回定例会の議事

録につきましては御承認を頂きました。

前回8月22日の第14回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を頂きたいと存じます。よろしく願いいたします。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第106号議案並びに報告事項（5）及び（6）につきましては、人事等に関する案件でございますので、非公開といたしたいと存じますがよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——ではただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

次に、教育委員の再任についてですが、9月10日、宮崎委員の再任につきまして、東京都議会の同意が得られましたので、お知らせいたします。宮崎委員には引き続きよろしくお願いを申し上げます。

【宮崎委員】 よろしく願いいたします。

【教育長】 それでは、ここで議事に入ります前に、先の台風15号の被害等々の関係について申し上げます。まず、先の台風15号におきまして、お亡くなりになりました方に対しまして、教育委員会として哀悼の意を表しますとともに、被害を受けられました方々に対しまして、お見舞いを申し上げます。

それから、都内の公立学校等の被害状況、またその後の復旧状況等につきまして、簡単に総務部長から御報告させていただきたいと思っております。

【総務部長】 それでは私の方から、簡単ではありますが、都内の公立学校の被害状況について御報告申し上げます。

都立大島海洋国際高校では、校舎や体育館の窓ガラス、約190枚程度が損傷を受けまして、教室も浸水する、また、パソコンなども浸水するという事で、甚大な被害を受けております。また、寄宿舎の方も、停電・断水となったことから、9月10日から生徒を一時的に帰省させました。帰省していた生徒たちは、9月15日に帰島し、9月16日から使用可能な教室や寄宿舎を活用して授業を再開したところでございます。この学校につきましては、テレビでも、ブルーシートを掛けられていることで、かなり取り上げられましたが、教職員が力を合わせて何とか授業の再開に至っております。

それから同じ大島にあります大島高校でございますが、こちらの方は、教室は大丈

夫だったのですが、体育館の屋根の一部が飛んでいる状況ですので、今後復旧作業に当たっていくということでございます。授業は、9月11日から再開しているということでございます。

また、新島高校でございますが、こちらにも雨漏り等を発生しております。スクールバスの運行停止という状況もありましたが、9月10日から授業再開ということでございます。

それ以外の神津高校におきましても、窓ガラスの損傷やフェンスの壊れ、防球ネットの破断、三宅高校におきましても、グラウンドネットの破れや支柱の傾き、また、農場に被害が多少出ているようでございます。八丈高校におきましても、農場に一部被害が出ております。小笠原高校は被害はなかったということでございます。

大島海洋国際高校以外は、いずれも、台風直後の10日又は11日から授業再開という形になっております。

大島海洋国際高校につきましては、先ほど申し上げましたとおり、16日から授業再開ということで、被害の少なかった所で行っております。

それから小・中学校につきましては、大島の小・中学校では、授業には影響がない程度でございますが、フェンスの倒壊や倒木がございました。

また、新島の小・中学校におきましても、倉庫が倒壊したり、シャワー室が倒壊したりということ、神津島におきましても、雨漏り、屋根の一部のはがれ、利島村におきましても、倒木、雨漏り、ガラスの破損などがございました。

23区内及び多摩地域の市町村につきましては、倒木等、様々あったと思いますが、大きな影響はなく、授業は通常どおり行われている状況でございます。

以上、簡単ではございますが、御報告させていただきます。

【教育長】 ありがとうございました。

【宮崎委員】 御報告ありがとうございました。被害に遭われた方々には心からお見舞いを申し上げたいと思います。早急な復旧がもちろん大切だと思うのですが、例えば、千葉などいまだに電気が復旧されていない所やライフラインが止まったままの所があるわけです。「もって他山の石とす」ではございませんけれども、もしこれがどの地区で起こったらどうなるかということを、いろいろな地区があると思いますし、

東京都だけの問題ではございませんので、日本のどこで起こってもということだとは思いますが、シミュレーションですね。例えば、3日間電気が止まったら教育はどうすればいいとか、1週間の場合、10日の場合といろいろあると思います。特に、電気がなければ成立しないようなICTを利用した教育などもどんどん進めているところですので、是非こういう機会にシミュレーションなり、万一のときの対応策なりというのをもう一度見直していただくということをやっただけであればと思います。

【教育長】 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

それでは、これより議事に入りたいと思います。

議 案

第104号議案及び第105号議案

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則外1件の制定について

【教育長】 第104号議案及び第105号議案、都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則外1件の制定について、人事企画担当部長、説明をお願いします。

【人事企画担当部長】 それでは、都立学校等に勤務する時間講師に関する規則、いわゆる時間講師規則の一部を改正する規則外1件の制定につきまして、御説明申し上げます。

時間講師制度の改正につきましては、7月25日の第13回教育委員会定例会におきまして、講師条例等の一部改正条例の立案依頼を御審議いただいたところでございます。本日は、条例に基づく規則の改正等につきまして、多少重複するところもございますが、御説明をいたします。

1の改正する規則でございますが、（1）時間講師規則と、（2）都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則、いわゆる日勤講師規則及びその一部を改正する規則で

ございます。

2の改正の理由についてですが、まず、(1) 時間講師規則につきましては、令和2年度からの地方公務員法及び地方自治法の改正を踏まえ、会計年度任用職員として任用する時間講師の勤務条件等について、必要な規定を整備するほか、所要の改正を行うものでございます。

(2) の日勤講師規則等につきましては、退職教員等を日勤講師としてより一層活用するために、各学校が特に必要な時間を中心として、1日の勤務時間が現行より短い勤務形態の導入について、必要な規定を整備するほか、所要の改正を行うものでございます。

3の改正内容につきましては、別紙を御覧いただきたいと思っております。まず、別紙1、時間講師規則の改正概要ですけれども、会計年度任用職員制度への移行に伴いまして、(1) の任用については公募となります。(2) の服務については、一般職の地方公務員として、地方公務員法や服務規程等の適用となりまして、(3) 分限や懲戒処分の対象となります。(4) の休日、(5) の勤務時間の振替えにつきましては、これまで当該月内あるいは4週間の範囲内だったところを、任用期間内といたしまして、柔軟な勤務時間の設定を可能とするものでございます。(6) の年次有給休暇の付与、(7) の特別休暇につきましても、会計年度任用職員制度への移行に伴いまして、東京都全体の休暇制度に統一して規定整備をするものでございます。特に、夏季休暇につきましては、週4日以上勤務で3日、週3日勤務で2日新たに付与されることとなります。

次のページ、(8) の報酬につきましては、会計年度任用職員の報酬水準についての国の考え方を踏まえまして、常勤職員との均衡の観点から、基本給に相当する第一種報酬の見直しを行います。具体的にはこれまで、経験年数に応じて13区分設定していた時間額について、5区分を追加して、令和2年度から18区分といたします。

期末手当につきましては、今回地方自治法の改正により、非常勤職員に新たに期末手当が支給できるようになったことから、任用期間に応じて支給することといたします。

(11) が、準常勤講師に係る経過措置でございます。準常勤講師の認定廃止に伴い

まして、今回の改正では一部有給の休暇が無給となり、付加報酬が廃止となることから、経過措置を定めるものでございます。ここで、準常勤講師と申しますのは、週12時間以上の授業を担当するなど、一定の要件を満たす時間講師を準常勤講師と認定して、報酬及び休暇の面で、他の時間講師とは一部異なる取扱いを現在しているものでございます。

具体的な経過措置といたしましては、まず、これまで準常勤講師は90日間の病気休暇及び妊娠出産休暇、これが有給であったところでございますけれども、今回の改正で無給となるということから、今年度末に準常勤講師に認定されていた者が、令和2年度から3年間に限り、引き続き準常勤講師相当として任用された場合には、これらの休暇を有給といたしまして、激変を緩和し、新制度への円滑な移行を図るものでございます。

次に、報酬についてですけれども、準常勤講師には期末・勤勉手当相当の付加報酬を支給していましたが、今回の改正により期末手当のみの支給ということになりました。そこで、年間報酬額が現行水準を下回らないように、今年度末に準常勤講師に認定されていた者につきまして、令和2年度から3年間に限り、経過措置として、第一種報酬に本則とは異なる単価を適用するものでございます。

次、別紙2を御覧ください。日勤講師規則の改正概要でございます。日勤講師と申しますのは、日を単位として勤務し、職務内容は授業のほかに校務分掌も担っております。この点、時間講師が時間を単位として任用され、基本的に授業のみを職務内容としているのとは異なります。

まず、上段の「日勤講師規則の改正概要」でございますけれども、(1)の任用は、会計年度任用職員制度への移行により、公募となります。

次に、(2)の勤務日数等でございます。新たに1日5時間、月平均18日の勤務形態を設けます。現在は、(参考)の所にありますように、1日7時間45分、月平均16日、換算しますと、週当たり4日の勤務形態、これのみななのですが、学校からは、短い勤務時間であっても毎日勤務してほしいとの声がありまして、日勤講師として働く者の方からは、短い勤務時間を望む声もあったということから、今回新設したものでございます。月平均18日で年間216日の勤務日数でありますと、祝祭日と長期休業期

間がありますので、学期中はほぼ毎日、出勤することが可能となります。より一層の活用を図ることが可能となるものでございます。

次に、下段の「日勤講師規則の一部を改正する規則の改正概要」でございます。

まず（１）の任期は、会計年度任用職員制度への移行に伴いまして、再度の任用に関する規定の整備を行うものです。（２）の介護時間は、新たに短時間の勤務形態を設けることにより、規定整備をいたします。（３）については、成年被後見人等に係る欠格条項を削除する地方公務員法改正に対応した規定整備を行うものです。（４）については、会計年度任用職員制度への移行により期末手当が支給されることになることから、支給割合算定に係る在職期間の規定を設けるものでございます。

以上が改正の概要でございます。

次に、資料２ページを御覧ください。４の施行期日でございます。時間講師規則の改正につきましては、令和２年４月１日、（２）のうち、日勤講師規則の改正については、令和２年４月１日、一部改正規則の改正については、基本的には公布の日でございますけれども、欠格条項を削除する施行法改正に対応した規定整備の部分は令和元年12月14日でございます。

その他、本案決定後、人事委員会に承認申請するとともに、知事に公報登載を依頼いたします。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御意見・御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

【北村委員】 今後、特に退職教員等の活用というのが現場では非常に求められていくと思います。こういった改正が、退職教員の方々がまた学校で活躍していただく上で、役に立つことを期待しております。またこの改正後に、適宜アンケートを取ったり調査をして、どういったところに改善の余地があるのか等についても、引き続きフォローしていただければと思います。よろしく願いいたします。

【遠藤委員】 改正理由の（２）のところの文言が、少々つながらないと思っていたのですが、別紙の細かい中身を見て分かりました。こういう制度を設けることによって、この効果といいますか、現状５時間勤務というものができたら、それに

相応して手を挙げる退職教員の先生というのは、何人ぐらいを見込んでおられるのでしょうか。これはなかなか難しいと思いますけど、制度ができてやってみないと分からないという部分があると思うのですけれども、一方では学校側のニーズとして、そういう先生たちを必要としている、そのニーズがどのぐらいあるのか。この制度によってそれに応えられる人数がどれぐらいなのか、多分難しいところで、やってみなくては分からないというところもあると思いますけれども、見込みといいますか、あるいは期待といいますか、どのような考えでおられるか、教えてください。

【人事企画担当部長】 見込みというところまでいかないのですけれども、この制度を設けましたのは、今回から更新回数の制限といいますか、年齢制限というのがなくなりまして、退職教員の方が、65歳以上でも日勤講師に応募することができるということになりましたので、それで現在とはもう少し勤務時間も短い勤務形態を設定しまして、より働きやすいようにしたいなという思いがございます。すぐに多くの採用が見込めるかどうかというのは、分からないのですが、意欲があって健康な方は少しでも長く働いていただきたいと思っております。

【宮崎委員】 これまで蓄積した知見を教育現場にまた生かしていただくという意味で、とても素晴らしいと思いますし、年齢制限がないというのも非常に結構だと思います。ただ、学習指導要領が変わったり、世の中の流れがどんどん変わったり、いろいろと教育現場というのはかなり激動していると思うのですね。そういうことに対する研修のようなものですね。最先端の教育を身をもって体験していただいたり、ベテランの教員になればなるほど、チェンジしていくのが、なかなか難しいと思うのです。教員の研修は、こういう方々は受けられるのですか。

【人事企画担当部長】 現在も研修を受けることは、可能となっております、これからどんな研修がいいかということを検討していきたいと思っております。

【宮崎委員】 これからつくるということですか。

【人事企画担当部長】 現在やっている研修も一部ございます。

【教育長】 ほかによろしゅうございますか。それでは、その他、御質問等ございませんようでしたら、本件につきまして、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、本件につきましては、原案のとおり、御承認

を頂きました。

報 告

(1) 令和元年度公私連絡協議会の合意事項について

【教育長】 次に、報告事項(1)令和元年度公私連絡協議会の合意についての説明を都立学校教育部長からお願いいたします。

【都立学校教育部長】 それでは、令和元年度公私連絡協議会の合意事項につきまして、報告資料(1)に沿って御説明申し上げます。東京都と東京私立中学高等学校協会は、これまで計画期間を5年間とする中期計画を四度にわたって策定し、計画期間中の基本となる計画進学率及び公私分担比率を定めた上で、年度ごとに就学計画を策定いたしまして、公私双方の具体的な受入人数を定めております。

今年度が、現行中期計画の最終年度に当たっておりまして、引き続き就学対策における中期的な展望を踏まえた計画が必要であるとの観点から、これまで東京私立中学高等学校協会との間で協議を重ね、去る9月4日に開催いたしました、令和元年度公私連絡協議会におきまして、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする第五次中期計画及びこれに基づく令和2年度高等学校就学計画につきまして、合意いたしましたので、報告いたします。

それでは資料の1、第五次中期計画についてでございますが、これまで就学計画を立てる上での進学率につきましては、96.0%を基本としてきましたが、近年生徒の進路選択の多様化が見られ、全日制等進学志望率が漸減傾向にありますことから、1.0%下げまして、95.0%に変更することといたしました。

都立高校及び私立高校の分担比率につきましては、計画の継続性、安定性の観点及び公私の努力による実績進学率向上の余地がありますことから、従来どおり、都立59.6：私立40.4を基点分担割合としております。

続きまして、2の令和2年度高等学校就学計画について御説明いたします。

(1)の受入枠についてでございますが、先ほど御説明いたしました、第五次中期

計画で定めたとおり、進学率を95.0%、公私分担比率を都立59.6：私立40.4とし、令和2年度においては、都立高校で40,400人、私立高校で27,500人の受入れを行うということで、協議が整いました。

この受入分の具体的な積算方法につきましては、資料の3ページ、令和元年度末の都内公立中学校卒業予定者はA欄の75,403人をごさいますして、昨年度より1,171人少なくなっております。この卒業予定者数にB欄計画進学率95.0%を乗じたものが、C欄の進学者数となり、端数を切り上げまして、71,700人としております。その下のD欄は、他県の公立高校・国立の高校・高等専門学校へ進学する公立中学3年生の数で、過去の進学実績に基づく比率から、3,800人を見込んでおります。そして、C欄の進学者数、71,700人から、このD欄の3,800人を控除したE欄67,900人が都内公立高校で受け入れる生徒数となります。こちらは昨年度に比べて1,900人少なくなっております。このE欄の67,900人を公私分担割合59.6：40.4で按分いたしますと、私立高校受入分がF欄の27,500人、都立高校受入分がG欄の40,400人となります。昨年度に比べて、私立高校で700人減、都立高校は1,200人減となっております。

それでは、1ページを御覧ください。この受入分を確実に履行するため、イの(ア)から2ページの(オ)までの事項を掲げております。こちらの事項につきましては、昨年度と同様の内容となっております。

資料2ページ中段を御覧いただきたいと思っております。入学者選抜に關します日程・選抜方法につきましても、(2)のアからカまで、昨年度と同様の内容で合意をしているところでございます。

今後の予定でございますが、この就学計画の都立高校受入分の数字に、私立中学から都立高校への進学者数を加えるなどの調整を行いまして、各学校の募集人員を定めていきたいと考えております。その各学校の募集人員につきましては、来月10月の教育委員会に議案として付議する予定でございます。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見等ございましたら、お願いいたします。

【宮崎委員】 進学率が1%減ってしまう分がいろいろとこう違う動きをするので

しょうけれども、今、直接海外の高校に進学するような生徒も増えてきたように聞くのですが、それはまだ数字になるほどのものではないのでしょうか。その考慮が必要かどうかというのを伺いたいと思います。

【都立学校教育部長】 中学から海外の高校に進学という分については、そういう動きを考慮するまでの動きがあるということでは認識を持っておりません。

【宮崎委員】 もう一点いいですか。グロスで、子供の数で減る分は、各学校のクラスの編制を減らしていくってというようなことで、対応するのですか。

【都立学校教育部長】 来月の教育委員会で議案として提案をさせていただきますけれども、今おっしゃったとおり、学級数を変えていくということで対応してまいります。

【北村委員】 公立高校と私立高校でそれぞれ役割が、同じくする面と異なる面があるかと思います。どちらも東京の公教育を支える大切なパートナーだということでは非常に大事だと思います。基本的にはこういう形で入学者数また入学者選抜の在り方について、協議がされたりしているわけですが、今後も教育の内容等含めて、もちろん私立はそれぞれの学校の方針に基づいて様々な教育をすることが大切ですので、その中身を出せという話ではなく、むしろ例えば、TOKYO GLOBAL GATEWAY等いろいろな形で東京都がつくっているものを私立の学校も積極的に活用していただいたり、そういう形で自由に教育をやっていただきながらも、それぞれ支え合えるところを支え合えるような、そういう協議会にしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【都立学校教育部長】 公私連絡協議会の主な目的というのは、学ぶ意欲と熱意のある生徒を一人でも多く高等学校に受け入れるために、都立高校と私立高校がそれぞれ受け入れやすくするために、割合を決めております。今、委員のおっしゃったとおり、それだけではなくて、それ以外でも公私で協力し合えるような内容についても、意見交換等を進めてまいりたいと思います。

【教育長】 それでは、ほかによろしゅうございますか。それでは、本件につきましては、報告として承りました。

(2) 令和2年度(2020年度)東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目について

【教育長】 次に、報告事項(2)令和2年度(2020年度)東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目についての説明を、都立学校教育部長、お願いいたします。

【都立学校教育部長】 都立高等学校の令和2年度入学者選抜実施要綱・同細目について、報告資料(2)に沿って御説明いたします。

まず、令和2年度入学者選抜の主な日程でございます。既に5月にプレス発表をしているものでございますが、推薦選抜の検査日は1月26日・27日の2日間で実施いたします。第一次募集及び分割前期募集の検査日は2月21日、分割後期募集及び全日制第二次募集の検査日は3月10日、定時制第二次募集の検査日は3月26日となります。このように1月末から3月下旬までにかけて入学者選抜を実施してまいります。

続きまして、令和2年度入学者選抜における主な変更点について御説明いたします。資料の(2)主な変更点の項目を御覧いただきたいと思っております。まず、在京外国人生徒対象の入学者選抜でございます。これまで竹台高校、田柄高校、南葛飾高校、府中西高校、飛鳥高校、六郷工科高校及び国際高校におきまして、在京外国人生徒対象の入学者選抜を実施しておりますが、都内におきまして日本語指導が必要な外国籍生徒が年々増加している状況にありますことから、令和2年度からは、受入れの規模を拡大することといたしました。

先ほどの7校に加え、新たに、杉並総合高校におきましても、在京外国人生徒対象の入学者選抜を実施いたします。杉並総合高校は、これまでも国際理解教育や国際交流を推進しており、また、区部だけではなく、多摩地域からもアクセスしやすい位置にありますことから、実施校として適していると考えております。

主な変更点の二点目でございます。大島海洋国際高校の推薦に基づく選抜における島外受検会場等の変更でございます。大島海洋国際高校では島外からの受検者の便宜を図るため、これまで、大島海洋国際高校に加えて島外にも会場を用意し、出願、検査、合格者の発表及び入学手続きができるようにしてまいりました。

これまで島外の会場は、推薦に基づく選抜では芝商業高校、学力検査に基づく選抜

では、東京都教職員研修センターとしておりましたが、令和2年度からは、いずれの会場も東京都教職員研修センターといたしました。主な変更点については以上でございます。

今後の日程でございますが、本日、教育委員会報告後にプレス発表をしたいと考えております。また、中学校と高等学校へは、9月から10月までにかけて、本要綱の説明会を順次開催し、周知を図ってまいります。

平成11年度から実施しております、都立高等学校等合同説明会につきましては、昨年度と同様、計3回実施いたします。10月27日に晴海総合高校、11月3日に立川高校、11月10日に新宿高校を会場として開催する予定でございます。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御意見・御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

【遠藤委員】 この在京外国人生徒対象の入学選抜の項目ですけれども、この在京外国人というのは、留学生とはまた別というふうに認識してよろしいですか。

【都立学校教育部長】 対象は、帰国して間もないなど、中学校に在籍をしていて、まだ日本語指導が必要な外国籍の生徒ということになります。

面接・作文など、通常の学力検査とは違う検査で入学選抜を行うというものでございます。

【遠藤委員】 ということは、日本語の能力のレベルが高くなくても、入学を許可して、高校段階で更に日本語の能力のレベルアップを目指すというふうに理解してよろしいのでしょうか。

【都立学校教育部長】 さようでございます。

【遠藤委員】 それから、在京外国人というのは、例えば、日本国籍を有する在京外国人などそういうことなののでしょうか。あるいは、国籍は日本以外であっても、在京している、仕事を持っている、そういう親も当然対象になるとか、国籍状況は問わないと理解してよろしいですか。

【都立学校教育部長】 この特別の入学選抜制度については、外国籍の生徒が対象ということになります。ただ、日本語の指導がまだまだ必要な日本国籍の生徒につ

いては、通常の選考以外にルビ振りであったり、辞書持込みであったり、そのような特別配慮で受検をしていただくというような制度も持っております。

【入学選抜担当課長】 一点補足させていただきたいと思います。今、日本国籍で日本語の指導が必要な生徒についてというお話でしたけれども、外国籍の生徒に限って、辞書の持込みを行っておりますので、日本国籍を有している生徒については、ルビ振りの措置を行うということになっております。

【宮崎委員】 対象はどれぐらいいらっしゃるのですか。

【都立学校教育部長】 募集に対して、平成31年度で、227名が応募しています。募集人員が130名です。7校で130名の募集枠に対して、227名がこの選考で応募しています。1.75倍になります。

【北村委員】 ちょうど昨日もテレビで、外国人の若者が結局高校に進学できずに、いろいろ荒れた生活をしているという報道がされていまして。そういう中で、今、それだけの数ということは、どうしても受からない子たちが出てきてしまうわけですから、二次募集などそういう形でいろいろとできるだけ入れる機会をつくっていくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

【都立学校教育部長】 平成31年度の募集枠が130名ということでありましてけれども、今回令和2年度は、その募集枠に新たに杉並総合高校を加えますが、おそらく倍率は出ると思います。

現状を申し上げますと、それで合格がかなわなかった外国籍の生徒は、今度は普通に受検してきます。先ほど、特別な配慮と言いましたが、ルビ振りであったり、外国籍の生徒は辞書の持込みができるという形で、そこでチャレンジをしてきます。実際そういうチャレンジで入ってくる生徒も相当数いらっしゃるというのが現状です。

【宮崎委員】 実は、私の奉職している大学にも、この中に名前がある高校を出た外国人の生徒で入ってきて学生になる人がいますが、日本語が全くできません。でも、大学では英語ができれば問題ないので、問題なく学問も修めて出てはいくのですけれども。サンプルが少なくて申し訳ないのですが、日本語が全くできない学生たちは、例えば歴史とかこの社会の状態とか、我が国は何かというようなことは、ほとんど理解していないまま来てしまうのです。国際社会が分かるからいいのではないかという

話はあるかもしれませんが、ただ、この高校の教育として、この社会でずっと生きていくという前提で教育するのか、いずれ本国に帰るから、その間に身に付けることだけをお手伝いしましょうという教育なのか、その辺のスタンスというのはどうなのでしょう。

【都立学校教育部長】　　まずは、日本語を習得していただいているということになるわけですが、その上でやはり、今委員がおっしゃったとおり、日本で生活していくために必要な知識、ですから、社会の授業においても、通常の社会の授業から取り出して、日本の文化的・歴史的なものを平易な日本語で教えるという取組もしていると聞いております。入ってきた外国籍の生徒が日本語を習得し、日本で上位の学校に進学ができるレベルの日本語を身に付けさせていきたいということで取り組んでいきたいと思っております。

【遠藤委員】　　今後の課題として、これは都立高校だけではなくて、ほかの都道府県もそうだと思うのですが、在京外国人のウエイトというのが非常に多くなっていく、あるいは多くなっていかざるを得ないとなると、受入体制の充実ということ、公的な教育機関としてもっと考えなければいけない。これは文部科学省が考えることだということなのかもしれませんが、現実にはこういう形で都立高校として取り組んでいるわけですので、将来の展望といたしますか、この人数がこうなったらこういう受入体制と、その受入体制のシミュレーションのようなことも課題として勉強しておく必要があるのではないかなと思います。非常にいい取組だと思うのです。これからますます増えると思いますので、そのときに受入体制が十分ではなくて、社会的なあつれきの原因になるというようなことになっては、元も子もないということになると思います。そのシミュレーションといたしますか、拡大をしていく場合に、どういうやり方があるのかというようなことも勉強しておいていただければと思います。

【都立学校教育部長】　　今、この7校に、在京外国人に対し受入枠を持った学校については、教員を1人加配し、あとは、時間講師の時数を付け、また、授業の取り出しだけではなく、放課後に外部人材を活用して日本語を指導していただくというプログラムを実際に進めています。その部分を拡充していきたいと思っております。また、指導の内容についても、これは今後になりますけれども、大学等と、そういう外部の専門

の取り組んでいらっしゃるところのノウハウを御提供いただきながら、中身も拡充していかなければならないと、そういう取組が必要であるという認識を持っておりますので、そういう形で進めてまいりたいと思います。

【北村委員】 先日も新宿区のある中学校に行ってお話を伺ったところ、そもそも外国にルーツがある子が生徒の半分近くを占めていて、母語だけでも八つぐらいあるというお話を伺いました。そういう状況がもう実際に起きているわけです。

ですので、やはり今、大学との連携のお話をされましたけれども、中学校でどういうことをやっていて、何ができていなくてという、中学校との連携も大変大事になってくると思います。そこはなかなか都教育委員会と区市町村教育委員会との連携も必要になってくるでしょうし、難しさはあるかとは思いますが、是非いろいろ工夫をこらして、せっかくいろいろな方々が東京で暮らしていく中で、是非皆さんが自分の能力を発揮できるような社会をつくっていくためにも教育が非常に重要な基盤になると思いますので、よろしくお願いします。

【教育長】 よろしゅうございますか。貴重な御意見を賜りまして、この案件に関しまして、教員資格の問題ですとか、また国を挙げて制度をいろいろと工夫していく面もございますので、我々もそういった意識も含めて、ただいま各委員から頂きました御意見等々も念頭に置きながら、また充実に向けて頑張っていきたいと思っております。それでは本件につきましては、御報告として承りました。

(3) 立川地区チャレンジスクールの開校予定年度の変更について

【教育長】 次に、報告事項(3)立川地区チャレンジスクールの開校予定年度の変更についての説明を教育改革推進担当部長からお願いいたします。

【教育改革推進担当部長】 報告事項(3)立川地区チャレンジスクールの開校予定年度の変更について、御説明させていただきます。

都立高校改革推進計画・新実施計画(第二次)で設置を計画しております、立川地区チャレンジスクールにつきまして、先月、基本設計を終了いたしました結果、令和5年度に計画しておりました開校予定年度を令和7年度に遅らせる状況となりました

ので、御報告をさせていただきます。

まず、「1 立川地区チャレンジスクールの概要」から説明させていただきます。

本校は不登校経験等のある入学希望者がより多く入学できるよう、平成28年2月に策定いたしました、都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）に基づき設置する高校で、東京都立川市にごございます多摩教育センターの跡地に建設を計画しております。

本校は三部制の定時制課程、総合学科（単位制）のチャレンジスクールとして設置される計画となっており、学校規模は全校で24学級、720人規模を想定しております。次に、当初の計画では令和5年度としておりました、開校予定年度を令和7年度に変更する理由について詳しく説明させていただきます。

3の変更の理由を御覧ください。本校の新築工事については、現在、地上部分の建物を解体しておりますが、今後、地下躯体を解体し、解体後の敷地に新しい建物の新築工事を行う予定となっております。先月8月までに新築工事の基本設計を行っていましたが、その中で、地下の調査が可能となり、地下の状態がここで初めて分かるようになりまして、それを踏まえて工事工程を検討した結果、当初の工期を見直す結果が生じております。

具体的には、当初は、新築工事の実施設計中に新築工事に先行いたしまして、既存の建物、地下躯体解体工事を行い、その後、実施設計がまとまりましたら、新築工事を行う予定としておりました。しかし、調査の結果、地下躯体の周囲に存在する地中の壁や敷地については、既存の地下躯体によって支えられる形で強度を保っていることが分かり、既存の地下躯体を先行して解体することにより、支えがなくなる形となることが分かりました。このため、工事全体を安全に進めるために、新築工事と地下躯体解体をそれぞれ一体として工事を行う必要があるという結論に至りました。このことは、基本設計を進めていく中で、地下の調査が可能となり、状況を詳細に把握できるようになったことで判明し、このことよっての対応でございます。

また、このような解体工事と新築工事を一体とした工法は、高い技術力と確実な工事管理が必要となり、両方の工程を実施設計において十分検討する必要があることから、実施設計の期間が延び、実施設計が全て終了した段階で工事を開始するとし、工事開始、工事完了が当初の想定よりも遅れるということになりました。

次に、「4 開校に向けたスケジュール」を御覧いただければと思います。変更後は令和2年冬まで実施設計を行い、令和3年度から既存地下躯体解体工事を含めた新築工事に入り、令和6年夏頃、工事が完成いたしまして、その後、令和7年度に向けて開設の準備を進めてまいります。今回、開校予定時期の変更により、遅れる間の生徒の受入れ規模については、生徒の進路選択に影響が出ないように、近隣等の学校で受け入れることとし、今回の開校時期の変更による影響が最小限となるよう最大限対処してまいります。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

【宮崎委員】 教育というのは、一校だけではなくて、やはり地域全体で子供たちをいかに幸せにするか、選択肢を最大限にするかということだと思いますので、他の学校との連携とか、先ほど私立との連携の話もありましたけれども、様々な多層的な連携によって子供たちが最も自分にふさわしい進路を実現できるように是非そこはよろしくお願いたします。建物ができないために行けないというのは、話が違いますので、中身を実現するというので、お願したいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは本件につきまして、報告として承りました。

(4) 墨田地区第二特別支援学校（仮称）の設置場所について

【教育長】 次に、報告事項（4）墨田地区第二特別支援学校（仮称）の設置場所についての説明を、特別支援教育推進担当部長からお願いたします。

【特別支援教育推進担当部長】 それでは、報告事項（4）墨田地区第二特別支援学校（仮称）の設置場所について御説明をいたします。

報告資料（4）を御覧ください。まず、1の墨田地区第二特別支援学校（仮称）についてでございます。本校は、平成29年2月に策定いたしました、東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画におきまして、墨田特別支援学校等の知的障

害特別支援学校の在籍者数の更なる増加に対応するため、墨田区内の公有地に設置することとしております。しかしながら、計画策定の時点では、設置場所が決定していなかったため、設置場所、年次計画などにつきましては、調整中として計画には掲載しておりました。このたび、地元自治体との調整が整いましたので、設置場所について御報告をさせていただきます。

本校の障害種別は、知的障害教育部門、設置学部は小学部及び中学部を予定しております。通学区域につきましては、今後、児童・生徒の在籍者数の推移を踏まえて、設置してまいります。墨田特別支援学校及び近隣の特別支援学校の一部を想定しております。なお、墨田特別支援学校につきましては、現在、小・中・高を設置しておりますが、墨田地区第二特別支援学校（仮称）が完成した折には、小学部・中学部をそちらに移し、高等部単独校として学部変更を行い、現在の校舎の改修を行ってまいります。

続きまして、2の設置予定地についてでございます。次のページの別図を御覧ください。設置予定地ですが、所在は墨田区の北部に位置する墨田五丁目でございます。別図の上部、太枠で囲った部分が、公有地となりますが、この一部の網掛けをした部分、約1万3,000平方メートルを活用するものでございます。最寄り駅は東武伊勢崎線の鐘ヶ淵駅で、駅から歩いて約10分程度の所でございます。また、墨田特別支援学校からは直線距離で約1,600メートル離れた所でございます。

最後に3の今後の予定についてでございます。1ページを御覧ください。まず、（1）説明会の開催ですが、本日の設置場所の公表を踏まえ、地域住民の皆さまに對しまして、特別支援学校の必要性などについて、説明会を実施してまいります。説明会につきましては、墨田区と開催日・開催場所などを調整の上、実施する予定でございます。

次に、（2）施設整備計画の策定ですが、今後、学校設置について必要な調査を実施し、施設整備計画を策定の上、開校予定年度について定めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたら、お

願いたします。

【北村委員】 充実した施設を造っていただきたいと思います。この二つの隅田川・荒川がかなり近くにある場所で、高低差が分からないのでどういう状況か分からないのですが、今回の台風のようなこととか、そういうことがあったときに、当然、通常の学校の通学路でも子供が安全に通えるようにということに最大限の配慮が必要なのですが、特別支援学校の子供たちに対して更に様々な配慮が必要だと思います。この駅からこの学校に向かうに当たって、そのようなことはなかなか起こらないかもしれませんが、川が増水したりというようなことがないのかとか、あるいは、その川の問題を抜きにしても、特別支援学校に通う子供たちが来るということを想定していなかった地区でしょうから、そういった子供たちが安全に通える配慮というものを是非最大限していただきたいなということをコメントとして申し上げたいと思います。

【特別支援教育推進担当部長】 子供たちには、防災教育をはじめ、対応を今後していきたいと思います。建物に関しましては、今後基本調査をやっていきます中で、そういったことも考慮して建てていきたいと考えております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは本件につきましては、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

10月10日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程につきまして、教育政策課長からお願いします。

【教育政策課長】 今月の第4木曜日となります、9月26日につきましては、現在案件がない状況でございます。つきましては、次回の教育委員会定例会は10月の第2木曜日となります、10月10日午前10時から、ここ教育委員会室にて開催したいと存じます。以上でございます。

【教育長】 ただいま御説明がありましたとおり、9月26日は案件がないということ

でございますので、この場で9月26日の教育委員会は開催しないということにいたしたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、9月26日の教育委員会は開催しないということといたします。次回は10月の第2木曜日の10日ということになりますので、お間違いのないようお願いいたします。

日程そのほか、何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前11時05分)